

# ふじのくに発『地域一体となった 提案型共同受注活動』の創造

—業法の制定、消防用設備等保守点検業の確立を  
目指して活動実績(25年間)等を全国へ情報発信—



西川 和宏

静岡県消防設備保守点検業協同組合  
理事長



仁科 満寿雄

静岡県消防設備保守点検業協同組合  
専務理事



## 要 旨

私たち静岡県消防設備保守点検業協同組合は、平成6年7月、消防防災業者15社が単独では受注が難しい官公需を共同受注するため、静岡県知事の認可を受け設立されたものです。共同受注とは、組合が実施主体となっていく「受注、業務の共同実施、保守点検料の配分、実施報告、共同受注検査、納税など」受発注を巡る一連の全活動をいいます。

確立された業界や業法のない厳しい事業環境の中で、「地域一体となった提案型共同受注活動」を実践し25年。

組合は、組合員56社、共同受注額2億4千万円余（平成30年度決算）という、静岡県の地域経済と県民の安全・安心の確保にとって無くてはならない組織に発展しています。

本稿は、「存在を社会に認知してほしい」という業界の切実な想いを背景に、組合の設立目的である共同受注の確保・組合員への配分を基本に置いて活動実績（25年間）等を全国へ情報発信し、業法の制定、消防用設備等保守点検業の確立を目指して取組を進める組合の活動レポートです。

## ① 全国に例のない共同受注と配分25年の実績

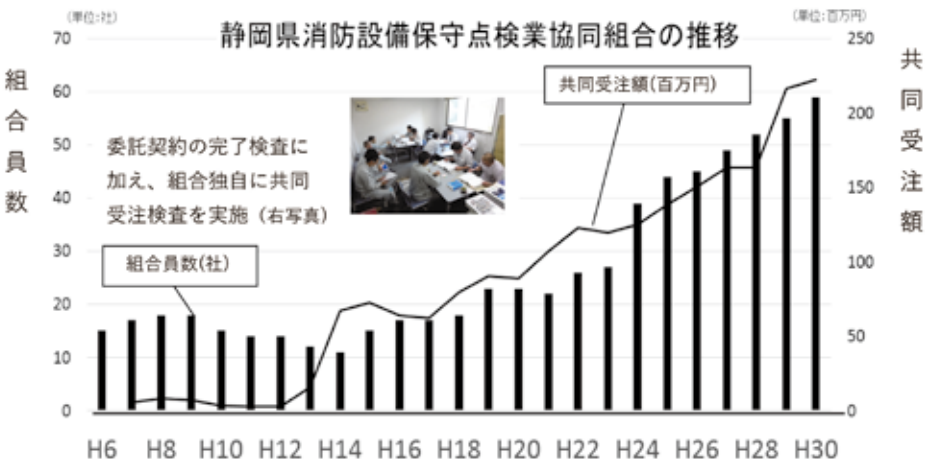
私たち静岡県消防設備保守点検業協同組合（以下「組合」という）は、平成6年7月、県内消防防災業者15社が静岡県知事から協同組合（共同受注を目的とした組合）設立の認可を受け活動をスタートさせました。平成13年11月には経済産業省（中小企業庁）から「官公需適格組合」の認定を受けています。



保守点検を行う県庁別館からの眺望

組合設立から25年。組合は、組合員56社、共同受注額2億4千万円余（平成30年度決算）という静岡県の地域経済と県民の安全・安心の確保にとってなくてはならない組織に発展しています（図-1）。こうした活動について、県内外の皆様から「消防用設備等保守点検業において、共同受注はともかく、組合員への配分をこれだけ長期にわたり継続している団体は全国で例がない」と言われます。

図-1



(注) 上表「共同受注額」は税抜額

## 02 組合活動を支えるもの

なぜ、“ふじのくに静岡県”で「全国で例がない」と言われる組合活動が生まれ発展したのか、その背景を概観します。

### (1) “法令遵守”を徹底する

組合の受注業務は、定期的な消防用設備等の点検・報告です。

消防法では、消防用設備等を設置した防火対象物（消防法上の建築物その他の工作物等）の関係者（所有者・管理者・占有者）に、この定期的な点検・報告を義務づけるとともに、有資格者点検の原則や法違反への罰則適用など厳しいルールを課しています。組合は、厳しい事業環境の中、徹底して“法令遵守”を公言し実践してきました。活動を支えるものの第一は、組合の“法令遵守”そして“安全確保”に対する県民からの確固たる信頼です。

### (2) 組合の活動目的を明確にする

組合の設立当時、静岡県内には複数の消防用設備等保守点検関係団体が活動していましたが、組合は活動目的を「共同受注・組合員配分の確保」としました。活動目的を明確にしたことで、組合活動を「P D C A（計画・実施・評価・改善実施）」の手法で客観的に評価し、戦略的に展開することが可能になりました（下写真・右）。



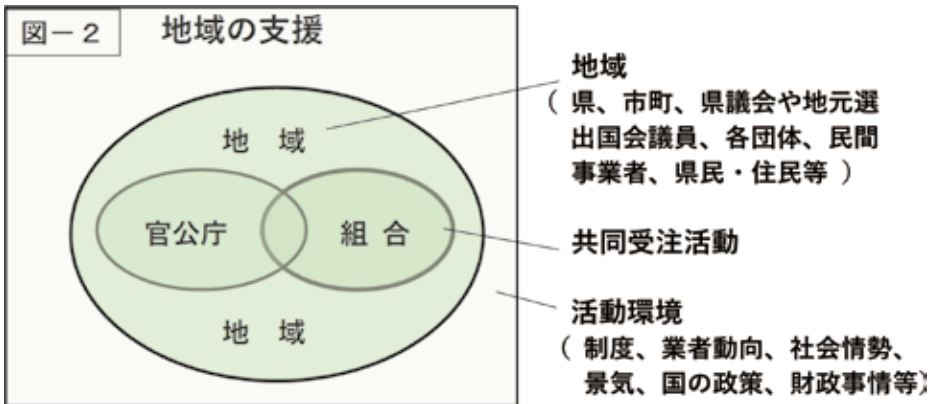
法令遵守による保守点検



組合監事の監査（客観的評価）に  
理事長及び副理事長が立ち会う

### (3) “ふじのくに”地域支援方式

組合活動の基盤は、官公需（＝県や市町村など官公庁が発注する業務）の受注にあります。組合の共同受注額2億4千万円余・18件（平成30年度決算）は、官公庁及び公的団体から受注した消防用設備等保守点検業務です。これらは、静岡県や関係市など行政、更には静岡県中小企業団体中央会、議員提案条例や地方議会意見書（業法制定）を採択した県議会、国要望を地域の要望として同じ想いで応援してくれる地元選出国會議員など、まさに地域一体となった支援（図-2）があって初めて実現するものです。そして、こうした支援を現場で業務として具体化する多くの関係者、県民がいます。次に、その特徴を整理してみました。



#### ア パートナーシップ

官公需適格組合の認定を受けた県知事認可の協同組合が担う「地域経済や地域防災の責務」を連携・協働して共に実施するパートナーシップが基本です。

#### イ チャンスの提供

支援のかたちは、「仕事を獲得するチャンスの提供」です。

## ウ 仕組・制度の整備へ

支援では、一時的な支援でなく、整備された仕組・制度に基づく持続する支援を実現してきました（表-1）。

## エ 官公庁との距離感“自立的な相互主義”

共通目的のもと“持続する関係”を構築していくには、官公庁への提案、現場の声等（時には行政にとって耳の痛い話等）を具申できる自立した組合であることが重要です。

## オ 発注関係者を重視“現場主義”

組合では、官公庁の発注関係者が、官公需適格組合に認定された県知事認可の協同組合であることを正しく理解することを重視しています。

## カ 業界確立と業法制定に取り組む

組合は、業界の確立、業法の制定を新たな支援関係を構築する契機と位置づけ、取組を進めています。



毎年恒例の新年知事表敬で、組合の活動報告に  
川勝知事から感謝とお礼の言葉

&lt; 表-1 団体別に見た支援実績 &gt;

		主な支援や協働の実績等
官公庁	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の拡大、発注方法の改善等</li> <li>・官公需適格組合の受注拡大</li> <li>・消防設備と防火設備の保守点検一括発注など</li> </ul>
	静岡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の拡大など</li> </ul>
	浜松市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の拡大、発注方法の改善等</li> <li>・消防設備と防火設備の保守点検一括発注など</li> </ul>
	磐田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の拡大、</li> <li>・消防設備と防火設備の保守点検一括発注など</li> </ul>
	上記以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札、見積合わせへの参加など</li> </ul>
静岡県中小企業団体中央会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合運営の指導、県等との調整</li> <li>・県内外の関係団体との連携支援</li> </ul>
地域	県議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例の制定・施行、地方議会意見書等</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県消防学校から講師依頼</li> <li>・国要望への支援 ほか</li> </ul>

#### (4) 提案型共同受注活動の創造（後述）

#### (5) 配分の仕組（配分ルールと配分協議）を確立する

共同受注（配分を含む）の難しさは、業務の受注や共同実施も然ることながら、保守点検料をいかに組合員の納得する形で配分できるかに尽きます。私たちの組合には、25年という歳月を掛け、実践の中から獲得した「配分ルール（基準や手続、決定権の帰属、事務経費の割合等）」と、組合員が積み上げてきた「配分協議の仕組」が確立されています。

#### (6) 他の追隨を許さない“安全・安心サービス”の品質

高い品質の“安全・安心サービス”——それは、全組合員を対象とした定期的な有資格者調査（消防設備士、防火設備検査員等）による詳細な有資格者把握と、組合が毎年独自に行う年2回の受注検査（全数・書類検査、抽出・現場検査）で担保されています。

## (7) 活動エネルギーの源泉

“ 仏師、仏像を作って魂（たましい）入れず ” — 「共同受注体制」が「仏像」だとしたら、組合活動を動かすエネルギー、そしてその活動エネルギーの源泉こそが「仏師が仏像に込めるべき魂（たましい）」と言えます。組合の理事会、青年部会の役員会をはじめ組合関係者が集まる処には、常に前向きな議論があります。こうした組合をリードする西川和宏理事長の組合活動にかける想いを紹介します（下記挨拶・写真・表-2）。

「昭和36年（1961年）4月、県下初の防災設備会社に初めて出社した日の決意は、今も変わらない。お世話になった業界に報い、業界の健全な発展を天命として、全力で職責を全うする」（第25回通常総会挨拶）。



静岡県中小企業団体中央会と取組の協議を行う西川和宏理事長

<表-2 消防法等の改正>

1948.8月	（ 消防法の施行 ）
1960.3月	消防用設備等の全国基準の統一化
1963.4月	消防用設備等に検定制度が導入される
1965.5月	消防設備士制度の創設
1975.4月	消防用設備等の定期点検・報告制度の創設 有資格者点検の義務化
2016.6月	（ 建築基準法の改正により防火設備定期 検査報告制度の施行 ）

（資料出所）消防基本法制研究会編著「逐条解説・消防法第5版」ほか



組合事務局が用意した資料を基に意見を出し合う理事会（全員出席）

## (8) 組合活動の現場を支える

どんなに多くの共同受注を獲得（表-3、32ページ）しても、実際に現場で法令遵守による保守点検が実施されなければ、組合活動は“絵に画いた餅”です。組合25年の実績は、保守点検の現場で日々汗を流す「組合関係者全員の活動」で成り立っています。

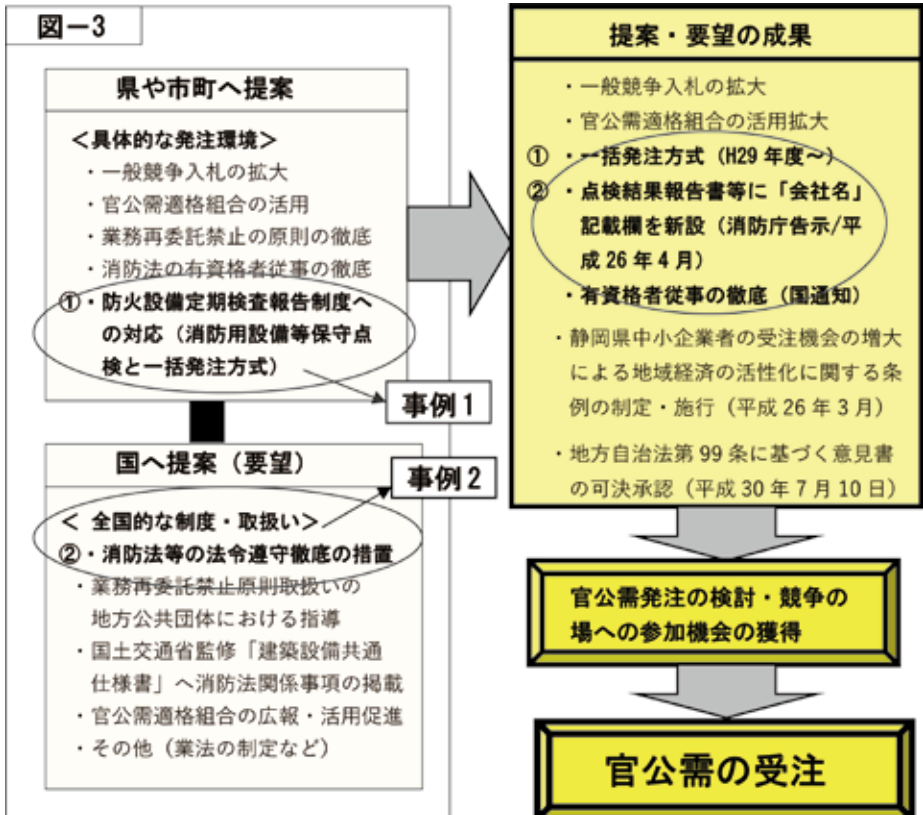


03 ふじのくに発“提案型共同受注活動”の創造

組合では、「官公庁への提案」と合わせて「官公庁が発注する業務を検討又は競争する場への参加（＝仕事を獲得するチャンス）を求める」取組（図-3）を“提案型共同受注活動”と呼んでいます。

取組には、組合員・組合関係者の多くの汗と、現場で保守点検に向き合う者たちの静かで、ひた向きな想いが込められています。

意外に思うかもしれませんが、組合はこれまで「組合を優遇した形での受注（随意契約、単独指名等）」を一度も受けたことがありません。では、何故、受注できるのか？二つの事例で説明します。



< ① 事例1 新たな法定点検への対応 >

平成28年6月、改正建築基準法が施行され、防火設備の定期検査報告制度がスタートしました。組合は、これに先立ち組合内に検討チーム（写真上）を立ち上げ、「消防設備」と「防火設備」点検の一括発注及び対応策を検討するとともに、組合員に対して新資格取得の推奨を積極的に行いました。この後、検討チームがまとめた「平成28年度版点検料金積算基準（防火設備定期検査含む・写真下）」は、県や市町等にも情報提供され、県内関係者で活用されています。



組合では、組合内の取組と合わせ、県や市に対し一括発注のメリットを説明し、粘り強く実施を働き掛けました。この努力は、県や浜松市等による一括発注の実施となって結実し、厳しい一般競争入札を経て県立高校施設や県庁舎、浜松市小中学校施設、磐田市小中学校施設等で、組合は「消防設備」と「防火設備」点検を一括発注方式で受注しています。



< 表-3 平成30年度共同受注（実績） >

静岡県庁舎、ふじのくに茶の都ミュージアム、  
 浜松市教育委員会（小・中学校等）、浜松市消防庁舎、  
 浜松市立図書館、磐田市教育委員会（小・中学校）、  
 静岡市教育委員会（小・中学校等）、県教育委員会（浜松湖北  
 高校グループ、浜松商業高校グループ、磐田農業高校グループ、  
 掛川東高校グループ、榛原高校グループ、清水東高校グループ）など

< ② 事例2 平成26年4月の点検結果報告書等様式の改正 >

組合は、平成25年度に消防庁へ消防法第17条3の3（有資格者の従事義務）の適正実施と、現場実態に即した点検結果報告書等様式の改正を要望しました。

これに対し、消防庁は平成26年4月、点検結果報告書等様式の改正を消防庁告示（表-4）したほか、消防庁課長通知を发出し点検結果報告書等様式の取扱い（点検実施者全員を記載）の徹底を図りました。これらの措置により、官公需の入札仕様書や契約関係書類において点検実施者（全員）の記載や点検実施者の所属会社名の記載等が徹底されるなど、受注環境の改善が進みました。

< 表-4 提案活動（抜すい） >

「○」；提案・要望、「◎」；結果

年度	組合の提案及び提案成果	
H 6年度～	（協同組合設立/15社）（H13年度 官公需適格組合の認定）	
H18年度	○消防庁へ「消防法の疑義照会」	◎提案活動を本格化
H19年度	◎消防庁が都道府県へ「消防庁課長通知」	
H23年度	◎静岡県・静岡県教委事務局が「入札要件改善」	
H25年度	◎静岡市教委事務局が「一般競争入札導入」	
	○消防庁へ「点検結果報告書等様式の改正を要望」	
H26年度	◎消防庁告示、消防庁課長通知「様式変更等」	
H28年度	（改正建築基準法の施行）	
	○県・市へ「一括発注方式導入」を提案	
	◎静岡県教委事務局が「一括発注方式を導入」	
H29年度	◎浜松市、磐田市教委事務局が「一括発注方式を導入」	
	○静岡市発注関係課へ「組合の取組説明」	
H30年度	◎静岡県が「一括発注方式を導入（県庁本館等）」	
	（消防庁へ業法制定を要望）	
	○消防庁意見募集（報告様式一部改正）へ意見提出	
R 元年度	◎消防庁告示（提出した意見が一部反映された）	
	○◎一般競争入札導入の自治体へ組合取組説明	

## 04 組合活動を通じた地域貢献

### (1) 中小企業者の受注確保

協同組合25年の活動が、組合員56社、共同受注額2億4千万円余（平成30年度決算）に発展し、組合の受注増が地域中小企業者の受注確保に大きく貢献しています。

### (2) 地域雇用の創出

令和元年7月現在、組合全体の正規社員は611名、年間新規雇用者39名（平成30年度）と、地域雇用の創出にも貢献しています。

### (3) 中小企業者の組織化の推進

組合は、平成23年3月以降、個人事業者（中小企業者）の加入促進にも取り組み、組合設立当初は15社だった組合員が、令和元年7月1日現在、56社に拡大しています。

### (4) 地域の安全・安心づくり

事あれば「直ちに駆けつけることのできる」協同組合は、災害時の活動の基本「統一的な指揮命令のもと組織的な活動ができる」点で、他の一般的な業界団体とは大きく異なっています。

### (5) “中小企業者の声なき声”を情報発信

組合の活動は、地域に根差し黙々と地域経済や地域の安全・安心を担い続ける“中小企業者の声なき声”を形にして情報発信するものです。それは、地域全体が地域や業界の抱える懸念・課題を知る契機となり、課題解決等の取組に繋がっています。



## 05 創立25年、そして未来へ

令和元年5月、第25回通常総会で組合員と来賓など出席者全員が、組合設立25周年記念メッセージ「創立25年、そして未来へ（巻末参照）」を採択し宣言しました。メッセージは、未来に向けた取組の決意表明です。組合の現在、未来をレポートしました。

### 25周年記念メッセージ「創立25年、そして未来へ」要約

#### (1) 基本方針

組合の設立目的である「共同受注の確保、組合事業の共同宣伝、組合員の技術向上等」の実現・推進を目指して、共同受注の確保・組合員への配分を基本に置き、全国のネットワークづくりや業法制定の実現に取り組んでいきます。

#### (2) 重点事項

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| ア 共同受注の確保・組合員への配分      | ＜組合＞        |
| イ 業界の確立及び業法の制定         | ＜中小企業・火災予防＞ |
| ウ 消防用設備等保守点検を通じた地域への貢献 | ＜地域＞        |

#### (3) 具体的な取組例

- ア 提案型共同受注活動のより一層の推進
- イ 全国へ情報発信・ネットワークづくり、業法制定の提案
- ウ 産業人材確保対策、BCP策定促進、広報活動の推進など

- 1 平成30年5月29日付で、組合は組合名を「業」1文字を加えた「静岡県消防保守点検業協同組合」に変更し、業界の確立及び業法の制定を目指す組合として新たに歩み始めました。
- 2 平成30年7月10日、静岡県議会において地方自治法第99条に基づく「消防用設備等の保守点検業に係る業法の制定を求める意見書（巻末参照）」が全会一致で可決承認され（右写真）、衆参両院議長や関係省庁へ提出され



ました。組合の想いは、静岡県民の総意となりました。

- 3 平成30年10月1日、組合役員は総務省消防庁へ、静岡県議会の地方議会意見書や業法制定の必要性等を説明させていただき、正式に初めて業法制定の要望を行いました(右写真・上)。



- 4 県内の20歳代保守点検人材は全体の2%未満(全国値13.7%/2015年国勢調査「年代別就業者割合」)—この情報に接した組合では、理事会で協議し静岡県経済産業部の公募事業「産業人材確保緊急対策事業」に取り組むことにしました。取組では、業界や職業を紹介するリーフレット、情報発信力を強化した組合HP(ブログ開設・QRコード対応)等を通じ、幅広く産業人材の確保を呼び掛けたところ、地元新聞社や教育機関、経済団体等から取材・問合せがありました(右写真・下)。組合としては、今回の取組が今後の本格的な取組の呼び水になったものと考えています。

静岡新聞・平成31年3月26日朝刊



5 平成30年11月、静岡県中小企業団体中央会から、BCP(※)策定促進事業(静岡県経済産業部実施)の打診があり、組合では中小企業者や業界、組合の危機管理対策の視点で、まずは「取り組んでみよう」ということになりました。平成30年度は組合役員や組合員がBCPの専門家から基本研修を受け、令和元年度も「組合として何が必要か」等の検討を行い取組を進めています。

※BCP(=Business Continuity Plan)とは、企業が大規模災害等に備え、事業継続の方法等を決めておく事業継続計画のこと。

- 6 平成31年3月、全国中小企業団体中央会「平成30年度先進組合事例集」に組合の取組が紹介されました。また、この事例集を見て、新潟県官公需適格組合協議会から講演依頼があり、令和元年7月には同協議会主催の「官公需セミナー」で西川理事長が講演をしています(右写真)。



- 7 これらを踏まえ、令和元年度は静岡県中小企業団体中央会の支援も得て、組合役員が全国（協同組合、中央会等）へ出向き組合の取組を情報発信する事業を進めています。
- 8 西川理事長は訴えます。「なぜ、他業界で制定済みの業法が消防用設備等保守点検業では無いのか？」と。業法制定の要望を実質化し、消防用設備等保守点検業の確立に向けた確かな取組が、今、始まっています。

## 06 新たな協同組合活動の創造へ

中小企業組織活動に王道なし——私たちは、協同組合や官公需適格組合といった既存制度を基盤に、「与えられる支援」でなく「自ら共通目的を実現するための提案を行う」ことで共同受注活動の拡大を実現してきました。

紹介した取組は、幾つかの工夫と努力はありますが、他地域でも十分「取組可能な全国標準モデル」です。

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、健全な消防用設備等保守点検業の確立を通じた協同組合の新たな未来の創造を目指して、県内外の協働及び連携等の推進を図っていくことができると考えています（組合事務局では、組合HPから閲覧できる「ふじのくに消防用設備等保守点検ブログ」を毎日更新しています）。

力を合わせて、地域の安全・安心づくりを、そして協同組合の新たな未来を創造していきませんか！



ふじのくに静岡県が目指す“富国徳の地域づくり”



組合青年部会役員と理事との定期的な意見交換会（組合の未来創造）

●消防用設備等の保守点検業に係る業法の制定を求める意見書

静岡県議会（全会一致で可決承認）

衆議院議長 内閣総理大臣 消防庁長官  
参議院議長 総務大臣 あて



平成 30 年 7 月 10 日  
静岡県議会議長 渥美 泰一

消防用設備等の保守点検業に係る業法の制定を求める意見書

平成 29 年 1 2 月のさいたま市の風俗ビル火災や平成 30 年 1 月の札幌市の自立支援施設の火災など、多くの尊い人命を奪う火災は後を絶たない。

空空調和設備、電気設備等の建築設備や、警報設備、消火設備等の消防用設備等が年々高度化・複雑化する中、火災による被害を最小限に食いとめるには、火災が発生した際に、消防用設備等がその機能を確実に発揮することが重要であり、それには平時における適正な点検や必要な管理、修繕が不可欠である。

しかし、消防法において消防用設備等の点検実施及び消防署への結果報告に係る規定はあるものの、消防法は消防用設備等の保守点検業に係るいわゆる業法ではないことから、当該業界の所管行政庁はなく、業界を指導・監督する権能もないため、無資格者による点検の実施や点検業務の質の低下が懸念されている。

また、近年、消防用設備等の点検実施に必要な消防設備士などの有資格者の高齢化や若年入職者の減少に伴う将来の担い手不足が懸念され、人材の確保が喫緊の課題となっているが、国等が業法に基づいて担い手の育成や確保の支援を行っている建設業界等とは異なり、当該業界に係る業法がないため、このような取り組みは一向に進んでいない状況にある。

よって、国においては、国民の生命、身体及び財産を火災から守るため、消防用設備等の適正な点検の実施と当該業界の担い手の育成や確保を目的とする消防用設備等の保守点検業に係る業法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

●組合設立25周年記念メッセージ

静岡県消防設備保守点検業協同組合 第 25 回通常総会メッセージ  
創立 25 年、そして未来へ

わが国が、新たな時代へと歩み始めた令和元年（2019 年）5 月、静岡県消防設備保守点検業協同組合（以下「組合」という。）は、組合設立から 25 回目の通常総会開催という節目を迎えています。

（略）

本日、組合は組合設立 25 年を通過点として、共同受注の拡大及び組合員への配分確保、未来における業界の確立及び業法の制定を組合活動の基本に置き、消防法が目的とする火災予防の推進、地域の安全・安心の確保、地域経済の更なる活性化のため、引き続き組合員をはじめ関係の皆様と力強く歩み続けるとともに、県内外の皆様にも組合の取組への理解と連携を幅広く呼び掛けていくことを、ここに宣言します。

令和元年 5 月 23 日

官公需適格組合  
静岡県消防設備保守点検業協同組合  
組合員及び組合関係者一同